

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	福祉医療費(障害者)支給関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、福祉医療費(障害者)支給関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松浦市長

## 公表日

令和5年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の福祉医療費支給関係事務
②事務の概要	長崎県福祉医療給付制度及び「松浦市障害者の福祉医療費の支給に関する条例」に基づき、対象者に医療給付事務等を行っている。 個人番号は、福祉医療給付事務(障害者)に活用する。
③システムの名称	医療費助成システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松浦市条例第33号。以下「利用条例」という。)第4条第1項、同条例別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	*番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) : 利用条例第4条第2項、同条例別表第2の2及び3の項 (情報提供の根拠) : なし(福祉医療費(障害者)支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松浦市総務課行政係 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松浦市福祉事務所 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する。(番号法第9条第2項)	番号法第9条第2項、松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年松浦市条例第33号。以下「利用条例」という。)第4条第1項、同条例別表第1の1の項	事後	
平成28年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) :番号法第19条第14項及び特定個人情報保護委員会規則(未公布) (情報提供の根拠) :なし(福祉医療費(障害者)支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	・番号法第19条第14号(番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後は、第19条第8号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条(情報照会の根拠) :利用条例第4条第2項、同条例別表第2の2及び3の項 (情報提供の根拠) :なし(福祉医療費(障害者)支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における ②所属長	福祉事務所長 小林 一成	福祉事務所長 岡 正文	事後	
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項、松浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年松浦市条例第33号。以下「利用条例」という。)第4条第1項、同条例別表第1の1の項	番号法第9条第2項、松浦市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松浦市条例第33号。以下「利用条例」という。)第4条第1項、同条例別表第1の1の項	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供システムネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号(番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後は、第19条第8号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条(情報照会の根拠) :利用条例第4条第2項、同条例別表第2の2及び3の項 (情報提供の根拠) :なし(福祉医療費(障害者)支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	・番号法第19条第9号 (情報照会の根拠) :利用条例第4条第2項、同条例別表第2の2及び3の項 (情報提供の根拠) :なし(福祉医療費(障害者)支給関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和4年3月11日	I しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点 令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	I しい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年2月18日時点 令和4年2月18日時点	令和5年8月24日時点 令和5年8月24日時点	事後	